

令和2年第2回紀の川市議会定例会議案書

和歌山県 紀の川市

2紀総務発第65001号
令和2年6月4日

紀の川市議会議長 村垣正造様

紀の川市長 中村慎司

議案の送付について

令和2年第2回紀の川市議会定例会に提出するため、下記議案に説明書を添えて送付します。

記

報告第12号 専決処分の承認を求めることについて（財産の取得について）

議案第69号 紀の川市手数料条例の一部改正について

議案第70号 紀の川市国民健康保険条例の一部改正について

議案第71号 紀の川市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

議案第72号 紀の川市介護保険条例の一部改正について

議案第73号 令和2年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
について

議案第74号 工事請負契約の締結について（青洲の里農産物直売所新築工事）

議案第75号 工事請負契約の締結について（桃山小・中学校校舎等解体工事）

報告第12号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年6月4日提出

紀の川市長 中村 慎司

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

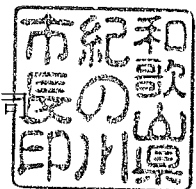
地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年紀の川市条例第62号）第3条の規定に基づく財産の取得について、下記のとおり専決処分する。

記

1. 財産の名称・数量 新型コロナウイルス感染症予防のための全世帯
配布用マスク 50枚入り 27,000個
2. 取得の方法 随意契約による取得
3. 取得価格 金68,310,000円
4. 契約の相手方 福岡県福岡市中央区草香江2丁目3番34
株式会社 I. T. ラボ
代表取締役 井上 由郎

令和2年5月25日

紀の川市長 中 村 慎 吉



理由

配布用マスクの取得に際し、議会の議決を得る必要が生じたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

議案第 69 号

紀の川市手数料条例の一部改正について

紀の川市手数料条例（平成 17 年紀の川市条例第 59 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 2 年 6 月 4 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 16 号）が施行されたことに伴い、条例の一部を改正するため。

紀の川市手数料条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
 条例第 号

紀の川市手数料条例（平成17年紀の川市条例第59号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前		改 正 後	
別表（第2条、第7条関係）		別表（第2条、第7条関係）	
手数料の種類	単位	手数料の種類	単位
略	略	略	略
(11) 個人番号カード再交付手数料（再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。）	略	(11) 個人番号カード再交付手数料（再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。）	略
(11の2) <u>通知カード再交付手数料（再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。）</u>	1枚につき	(12) 印鑑に関する証明手数料	略
	500円	略	略
(12) 印鑑に関する証明手数料	略		
略	略		

附 則（令和 年 月 日条例第 号）

この条例は、公布の日から施行する。

議案第70号

紀の川市国民健康保険条例の一部改正について

紀の川市国民健康保険条例（平成17年紀の川市条例第139号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和2年6月4日提出

紀の川市長 中村 慎 司

提案理由

新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被保険者等に対して傷病手当金を支給するため。

紀の川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
 条例第 号

紀の川市国民健康保険条例（平成17年紀の川市条例第139号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>附 則 1～4 略 (新設)</p>	<p>附 則 1～4 略 <u>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</u> 5 <u>給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</u> 6 <u>傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合</u></p>

改正前	改正後
	<p>計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを1円に切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額額の3分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。</p> <p>7 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>8 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整</p> <p>8 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができるときは、これを受け、その受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、附則第6項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。</p> <p>9 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷</p>

改 正 前	改 正 後
(新設)	<p>病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。</p> <p><u>10 前項の規定によりこの市が支給した金額は、当該被保険者を 使用する事業所の事業主から徴収する。</u></p>

附 則 (令和 年 月 日条例第 号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の紀の川市国民健康保険条例附則第5項から第10項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとする。

議案第71号

紀の川市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

紀の川市後期高齢者医療に関する条例（平成20年紀の川市条例第2号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和2年6月4日提出

紀の川市長 中村 慎司

提案理由

和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和2年和歌山県後期高齢者医療広域連合条例第4号）が公布されたこと等に伴い、条例の一部を改正するため。

紀の川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
 条例第 号

紀の川市後期高齢者医療に関する条例（平成20年紀の川市条例第2号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(紀の川市において行う事務)</p> <p>第2条 紀の川市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(新設)</p> <p>(8) 略</p> <p>(普通徴収に係る保険料の納期)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項に規定する納期によりがたい被保険者に係る納期は、市長が別に定めることができる。この場合において、市長は、当該被保険者又は連帯納付義務者（法第108条第2項又は第3項の規</p>	<p>(紀の川市において行う事務)</p> <p>第2条 紀の川市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(普通徴収に係る保険料の納期)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項に規定する納期により<u>難い</u>被保険者に係る納期は、市長が別に定めることができる。この場合において、市長は、当該被保険者又は連帯納付義務者（法第108条第2項又は第3項の規</p>

改正前	改正後
<p>定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。以下同じ。) に対しその納期を通知しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第2条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合</u> (当該年の前年に <u>租税特別措置法</u> (昭和32年法律第26号) 第93条第2項の規定により告示された割合) に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。) が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年 (以下この条において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。) 中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合 (当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合) とする。</p>	<p>定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。以下同じ。) に対しその納期を通知しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第2条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合</u> (平均貸付割合 (租税特別措置法 (昭和32年法律第26号) 第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。) に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。) が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年 中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年</u> における<u>延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合 (当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合) とする。</p>

附 則 (令和 年 月 日 条例第 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第 2 条の改正は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

議案第72号

紀の川市介護保険条例の一部改正について

紀の川市介護保険条例（平成17年紀の川市条例第142号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和2年6月4日提出

紀の川市長 中村 慎司

提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる第1号被保険者に対して保険料の減免を行うこと等に伴い、所要の改正を行うため。

紀の川市介護保険条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条例第 号

紀の川市介護保険条例（平成17年紀の川市条例第142号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(延滞金)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項 に規定する年当たりの割合は、<u>閏年</u>の日を含む期間について、365日当たりの割合とする。</p> <p>4 略</p> <p>附 則</p> <p>1～10 略</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>11 当分の間、第11条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に <u>租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合</u> に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において</p>	<p>(延滞金)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項に規定する年当たりの割合は、<u>しゅん</u>年^{じゅん}の日を含む期間について、365日当たりの割合とする。</p> <p>4 略</p> <p>附 則</p> <p>1～10 略</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>11 当分の間、第11条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において</p>

改正前	改正後
<p>同じ。)が年7. 3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。)中に <u>おいては、年14. 6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に</u> 年7. 3パーセントの割合を加算した割合とし、年7. 3パーセントの割合にあっては <u>当該特例基準割合に</u> 年1パーセントの割合を加算した割合 (当該加算した割合が年7. 3パーセントの割合を超える場合には、年7. 3パーセントの割合)とする。 12～16 略 (新設)</p>	<p>同じ。)が年7. 3パーセントの割合に満たない場合には、その年 <u>おいては、年14. 6パーセントの割合にあってはその年</u> <u>における延滞金特例基準割合に</u>年7. 3パーセントの割合を加算した割合とし、年7. 3パーセントの割合にあっては <u>当該延滞金特例基準割合に</u>年1パーセントの割合を加算した割合 (当該加算した割合が年7. 3パーセントの割合を超える場合には、年7. 3パーセントの割合)とする。 12～16 略 (新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免) 17 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限 (特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。 以下この項において同じ。)が定められている保険料(第1号被 <u>保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の</u> <u>規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納</u> <u>期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険</u> <u>者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年</u> <u>2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免につ</u> <u>いては、次の各号のいずれかに該当する者は、第13条第1項に</u> <u>規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を</u> <u>適用する。</u> (1) <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第3</u> <u>1号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感</u></p>

改正前	改正後
	<p> <u>染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。</u> (2) <u>新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下この号において「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のア及びイに該当すること。</u> ア <u>事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。</u> イ <u>減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。</u> </p>

附 則（令和 年 月 日 条例第 号）
（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第11項の改正は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の紀の川市介護保険条例附則第17項の規定は、令和2年2月1日から適用する。

議案第73号

令和2年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和2年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める。

令和2年6月4日提出

紀の川市長 中村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第74号

工事請負契約の締結について

令和2年5月26日紀の川市財務規則（平成17年紀の川市規則第39号）第108条第2項の規定に基づき条件付一般競争入札に付した青洲の里農産物直売所新築工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年紀の川市条例第62号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1. 契約の目的 | 青洲の里農産物直売所新築工事 |
| 2. 契約の方法 | 条件付一般競争入札による契約 |
| 3. 契約の金額 | 金368,615,500円 |
| 4. 契約の相手方 | 和歌山県紀の川市江川中933
株式会社原組
代表取締役 中林 勝美 |

令和2年6月4日提出

紀の川市長 中村 慎司

提案理由

令和2年度一般会計当初予算で議決を得ました青洲の里農産物直売所新築工事について、5月26日紀の川市本庁舎5階501会議室において2社による条件付一般競争入札を行ったところ、議案記載のとおり決まりましたので、請負契約締結の議決を求める。

議案第75号

工事請負契約の締結について

令和2年5月26日紀の川市財務規則（平成17年紀の川市規則第39号）第108条第2項の規定に基づき条件付一般競争入札に付した桃山小・中学校校舎等解体工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年紀の川市条例第62号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|-----------|--|
| 1. 契約の目的 | 桃山小・中学校校舎等解体工事 |
| 2. 契約の方法 | 条件付一般競争入札による契約 |
| 3. 契約の金額 | 金136,400,000円 |
| 4. 契約の相手方 | 和歌山県紀の川市粉河416-4
小田建設株式会社
代表取締役 小田 耕司 |

令和2年6月4日提出

紀の川市長 中村 慎司

提案理由

令和2年度一般会計当初予算で議決を得ました桃山小・中学校校舎等解体工事について、5月26日紀の川市本庁舎5階501会議室において3社による条件付一般競争入札を行ったところ、議案記載のとおり決まりましたので、請負契約締結の議決を求める。